

第16回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成20年4月24日（木）13:30～16:30

場 所：第2水産ビル 8階BC会議室

出席者：

（委 員）井上会長、佐藤委員、林委員、福士委員、山本委員

（参考人）上野晃 登別市長

（事務局）成田企画振興部長、川城地域主権局長、出光地域主権局次長、
渡辺地域主権局参事、志田地域主権局参事

○川城地域主権局長：

定刻になりましたので、第16回の道州制特区提案検討委員会を開催させていただきます。議事に先立ちまして、企画振興部長の成田から挨拶をさせていただきます。

○成田企画振興部長：

成田です。井上会長にはこれまでお世話になっております。道州制には地域振興室長のころから関わっており、皆様には熱い思いで応援を賜っております心から感謝申し上げる。これまで2回の答申をいただき、皆様方始め幅広いご協力のおかげで、着実に成果があがってきてているものと考えております。私この3月まで観光を担当しておりまして、第2回提案の特定免税店制度や宿泊施設の投資減税とか、税に関わる本丸にいよいよ突入し、これから1つの正念場なのかなと思っております。渡島支庁にもおりましたが地域の中に入していくといろんな事柄、農業、水産、商工業、観光などの産業、生活、福祉、保健、医療、教育、あと足の交通の問題など、当然ですけれどもそれぞれの地域住民の人生に関わる問題で、皆つながっております、地域の課題となっている。広域的な取組を含め地域でなんとかしようというのが地方分権であると考えている。霞ヶ関の縦割りでは解決できない問題を、北海道と市町村、地域が協力しながら解決していく。幅広い方々のご協力をいただきながら、めげずくじけず、勇気をもってやっていきたいと考えているので、ご指導ご鞭撻をよろしくお願ひします。

○川城地域主権局長：

それでは、井上会長、よろしくお願ひします。

○井上委員長：

本日の議事をすすめてまいります。3月31日に第14回目の委員会を開催しました。その時点できめておいたものは7月の第3回答申に向けて、道民の皆様から戴いたアイディアを基に大きく分けて2つのテーマ、産業・雇用と地域再生を設定し検討していくことにしました。第15回の委員会では、継続検討となっている道民からいただいたアイディア74件を、このテーマの2つに振り分け、そのうち産業・雇用35件について審議し、自由貿易、車検など12項目、道民提案で16件について掘り下げて検討していくこととしました。事務局においては資料を鋭意整理し、今後の実質的な審議に向けて準備をしていただきたい。本日は、議事の次第にそって議事をすすめてまいりたい。まず（1）地域再生について絞り込みをかけていくと言う目的で審議をさせていただき

ます。さらに（2）の第2次答申で継続審議としていた「広域中核市制度」「政令市等の法定要件緩和」について、参考人をお呼びして参考人の意見聴取をしたいと考えています。前回の13回での実施を考えていましたが、本日、当初から予定していた参考人、登別市の上野市長の日程の調整ができましたので、ご意見を表明していただくこととしました。およその時間ですが、参考人の方から3時ころから30分程度、ご意見をいただきたいと思っています。それまでの間、地域再生42件について審議をしていくこととします。まず、事務局から、関連する道民のアイディアを基に整理したものを説明していただきます。

○渡辺地域主権局参事：

本日は地域再生について、資料1と2を使って説明いたします。主に資料1を用いて説明し、資料2は必要の都度参照していただければと思います。

資料1の上の66番と92番につきましては、時にに関する提案でございますが、前回説明した提案では、証券市場を1時間早く開くと言うことのために、時差を導入するというものでございましたが、66番と92番は時差そのものに関する提案でございます。北海道を日本の中の外国という視点で、強い独自性を打ち出していくというものでございます。前回の証券市場の開くのを早めるというのは、証券取引所が開こうと思えば開けるということで、法的制約がないということでしたが、今回、時差を設けるということになりますと、日本の標準時というのは勅令で定められており、北海道独自の標準時を定めるには別に法律の制定が必要になるということでございます。これについて考慮すべき点としては、北海道だけ時間が1時間ずれるわけでありますから、生活、経済の面で、道外との関係があります。

次、233番でございますけれども、サマータイムでございます。時差は通年で1時間ずらすということになりますが、サマータイムは夏だけずらすというもの。北海道の地理的特性として夏の日照時間が長いということで、北海道だけ夏の時間を1時間だけ早くずらすというものです。これにつきましては、北海道サマータイム時を定める特別法を定める必要があると考えております。関連する法律としては契約の期間の時期等をすらす特別の扱いが必要となりますので、民法、商法、刑法などの期間、期限を定めた多くの法令があり、それらが関係してくると考えております。これにつきましても、先ほどの時差と同じく、道外との関係について調整する必要があるということでございます。時差もサマータイムも、全ての道民の生活に直結する事柄でありますので、道民の意向、理解を得ることが最大のポイントになると考えております。

次、118番、青春時間と書いてありますが、これは高校の授業時間だけを1時間繰り上げて、放課後を長くすることでその有効活用を図るというものでございます。学校の授業時間というのは、公立も私立も、各校校長が学則で定めておりまして、特別な法的制約というものはないので、特区提案には馴染まないのかなということでございます。

次、交通関連で4つございます。離島の課税免除が161番、車検に関するものが165番、234番、あと速度制限に関するものが236番でございます。

まず離島の課税免除ですが、これは離島特有の経済的負担を軽減すると言う観点から、本土側での通院など生活上の理由のため、離島側に所有する自家用車の他に、本土側にも所有する場合、2台目以降の所有車に関する自動車税の課税免除を求めるというものでございます。もう1つは、離島には国道がないということで、揮発油税、ガソリン税の軽減を求めるという内容です。

つぎ、165番、234番の車検関係でございますが、道路運送車両法で定められて

いる車検の期間を延長しようというもの。165番は自家用車、234番は自家用貨物、営業用の車についてでございます。自家用車の車検につきましては、買って初回は3年、2回目以降は2年となっておりますが、これをすべて3年にするというものです。トラックなどの自家用貨物の場合は、初回は2年、2回目以降は1年、営業用については全て1年となっているものを、全て1年車検のものを撤廃するというのですが、これはおそらく全て2年にする意味なのかなと思います。これは、車が生活・経済に果たす役割が北海道は特に大きいという特殊性を踏まえ、それにかかる経済負担を軽減するという観点からの提案でございます。これは車の性能が向上していることを前提にした提案でございますが、考慮すべき点としては、やはり交通安全、輸送の安全がございます。

次、236番、速度制限に関する提案でございますが、これは高速道路を整備するのと同様の効果を出すという観点から、一般道の制限速度を70キロにするという提案でございます。現行法令上では交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向などの面から問題がないと判断されれば、道路標識を設置することで、60キロ以上の速度制限を設定することは可能です。これにつきましては、北海道は決して交通事故は少なくないので、交通安全に十分考慮する必要があると考えております。

次に医療関係ですが、医師の確保、地方勤務医師の確保、看護師の確保、医師以外の医療従事者の配置、と内容的には4つに分けることが出来ます。医療関係につきましては、以前当検討委員会におきまして、医療対策協議会の意見などを踏まえまして、検討することが必要ということとされており、そちらの検討を待つということで、本日の説明については省かせていただきます。

次は福祉の関係でございますが、NPO法人などに対する寄付金に対する税の寄付金控除が194番、福祉有償運送が198番、介護サービスの指定が199番、242番内容的には大きく3つに分けることができます。

まず198番、税の寄付金控除ですが、現行法では、株式会社などの法人がNPO法人に寄付した場合、ある特定の要件を満たし国税庁長官の認定を受けたNPO法人、認定NPO法人と呼ぶそうですが、認定NPO法人に対する寄付金のみが損金扱いとすることが出来るとされておりますが、この提案は、寄付金を損金処理の対象となるNPO法人を増やすという観点から、NPO法人、公益法人全体に特例の対象を拡大するというものでございます。これによって企業が福祉活動を行うNPO法人を支え、福祉の向上を図ると言うものです。民法に定められております公益法人制度について、寄付金制度を含めた抜本改正の改革が現在進められていることに留意する必要があるのかなと思います。

次、福祉有償運送でございますが、過疎地などにおいて住民生活に必要な旅客輸送を確保するために特別に認められるものでございまして、これについて、広域分散型の北海道という特殊性から、市町村の区域を越えた広域的な取り組みによって、地域の足を確保するということが必要ということで、現行の仕組みでは出発地または到着地のいずれかが、福祉有料運送を運営する運営協議会が、出発地または到着地のいずれかになければならないということでございまして、この提案はその規制を緩和いたしまして、所在市町村じゃなくても運送することを可能にしようという提案でございます。

次、199番、242番、介護サービスの事業所等の認定の関係についてですが、現在は介護保険法などによりまして、全国統一の基準によって都道府県が事業所を指定しておりますが、指定の基準そのものを道が独自に定められることができるように、事務所等の指定要件の設定権限そのものの移譲を求める提案となっております。この提案について考慮すべき事項は、現在、全国共通の介護報酬請求システムというものを運用

して、処理しているわけでございますけれども、北海道独自のシステムを開発して運用していく必要があるということと、全国と比べて介護水準を確保できるか、そういうようなところを考慮する必要があるということでございます。

次、241番、教育でございますが、研究開発学校の指定ということで、今は文部科学省が小学校から高校まで教育過程の改善に資する基礎的資料を得るために、学校教育法で研究開発学校というものを設けておりまして、この指定を受けた学校は、現行の学習指導要領に依らない教育課程の編成、実施が認められる、そしてその研究の成果を将来の学習指導要領の改訂に反映させる、こういう仕組みで運営されております。現在は、研究開発学校の指定は国、文部科学省で指定している、この提案は道が指定できるようにして、地域の特性に応じて出来るようにすべきというものでございます。この提案につきましては、北海道だけ教育課程の基準を独自に変更することになるので、道外の学校から編入、あるいは道内から道外に転出するとなると、大学に進学するときなど違う教育を受けているということで、支障が生じないようにするというような事を考慮する必要があると思われます。

次は食と住の関連でありまして、1つは235番、農地関連の規制の緩和、もう1つは水道の塩素消毒の規正緩和174番でございます。

まず235番は移住促進という観点から、農地を農業従事者以外の方でも取得できるようにするために、農振法に定める農用地区域からの除外要件についての緩和、農地法に定める農地転用に関する緩和を求める、というものでございます。

次に水道の塩素消毒の規正緩和ということで、当然、水道水は水道法に依りまして塩素消毒が義務づけられておりますけれども、北海道には消毒しなくとも飲める水が大量にあるということで、そういった特性を活かすということで、水道水として天然水を利用しようとする場合には塩素消毒をしなくてもいいように規正緩和をするというものでございます。この提案に関しましては、水そのものに問題はなくとも、水道管を通じて送水・配水する過程で汚染される可能性があるということや、家庭で汲み置きしておく場合などで細菌が繁殖する場合があるなど、飲用水として安全確保ができるかどうかということについて考慮する必要があるということでございます。

続きまして、地方自治の関連でございます。まずは広い意味で管理権限の移譲ということで37番から176番まで7項目、そのうち国有林の管理権限に関するものが37番と209番、開発局や経産局など機能等統合による2重行政の解消に関するものが、125番と131番、河川の管理権限の移譲が228番、道路の管理権限の移譲に関するものが229番、交付金の配分権限176番などがございます。この他に、土地の関係で47番は用途規制の制限緩和、51番と212番、国の関与の縮小ということで、補助金の採択ですとか、土地利用に関する国の関与の廃止といった内容です。それから、123番、225番、政令市等の法定要件緩和の関係、130番、227番、直轄負担金の廃止、124番、226番が道から市町村への権限移譲の関係、といった内容になっております。

まずは37番、209番でございますけれども、これは国有林の管理権限の移譲ということで、道が国有林の管理権限の移譲を受けて、国有林と道有林を一元化して、一体化して管理できることで、森林の有効活用を図ろうというものです。

次、機能等統合による2重行政の解消、125番と131番ですが、これは国の地方支分部局との2重行政を解消して、行政の無駄を無くすというもので、道が国の地方支分部局から権限の移譲を受け、その結果として道と国の地方支分部局との機能的な統合が図られるというものでございます。

次、228番、河川管理の権限ですが、これは河川法によりまして国の管理区間となっている一級河川の指定区間外区間の維持管理権限を道に移譲して、道に一元化しようというものです。

次に道路の管理権限ということで、道路法により国が維持管理を行っている国道について、道に維持管理権限を移譲することで、道において維持管理権限を一元化していくという提案でございます。

次に176番、交付金の配分権限の移譲でございますが、都市再生特別措置法による都市再生研究整備地域の指定権限を道に移譲を受けるという提案でございましたが、これは、過去札幌市で2地区が指定されておりますが、それ以降、要望と言うのが北海道においてないことと、内容的にかなり大規模な国家的プロジェクトとして官民、国と地方が一体となって実施していくという内容でございまして、どちらかと言うと権限移譲には馴染まないと性質と考えられますことから、同じ都市再生特別措置法に規定されます都市再生整備地域の交付される、まちづくり交付金の配分の権限を道がもらう、交付金を枠配分にしていただき、道の方でどこに交付するか決めるという提案にこちらで整理させていただいたというものです。まちづくり交付金は全国枠で約2400億円、道内では市町村からの事業要望につきましてはほぼ要望があみ出されているということと、この交付金が、開発公共の補助率よりも交付率が低いということで、市町村の補助要望が開発公共の方にシフトしているという実態がございます。もし、提案が認められ枠配分にしていただけるならば、これまで個別事業毎に配分を決めていましたが、北海道だけが事業の数に関係なく一定の額を確保することになれば、他県の枠を侵食することになるという面もございますことから、他県の理解が必要というのが、課題として考えられると、9回目の委員会でご説明させていただいたおります。

次47番ですけれど、土地の用途制限の緩和でございます。土地の有効活用、土地取引の活発化、企業誘致等のために市街化調整区域等土地に関する要件を緩和するというものでございまして、都市計画法、農振法、森林法などの規制を緩和するという内容になっております。

51番と212番ですが、国の関与の廃止ということで、漁業施設用地の変更の協議ですか、区画整理事業とか都市公園事業などの都市計画事業の補助サイクルにおける国の関与の縮小を求めるというのが51番で、212番は土地利用規制に関するもので第2回提案において提案している土地利用規制の移譲が第1段階とすると、第2段階、ステップにあたるのが国の協議同意の廃止を求める内容となっております。これにつきましては第2回答申の際に、今後の検討課題ということで位置づけられております。

次、政令指定市に係るもので、123番、225番ですが、市民の身近なところで行政を行うという観点から、道の権限を大幅に市町村に移すため、地方自治法で定める政令指定都市が50万人、中核市が30万人という要件を、それぞれ40万人、20万人に緩和するという特例措置を求める内容となっております。

130番と227番、これは直轄負担金関係でございます。国が直轄で実施している河川や道路などに係る建設事業の際に地元に求められる直轄事業負担金について、130番は事業に係る負担金、227番は維持管理に係る負担金、それぞれ廃止する特例を求ることで、国と地方の役割分担を明確化し地方財政の負担軽減を図ろうという内容です。

124番と226番、道は市町村に権限移譲を進めておりますが、道が整理しております権限移譲権限リストにおいて、移譲に当たっては法改正が必要なものが420権限あると整理しております。このような権限について道から市長への権限移譲の制約とな

っております法令の改正を求めるという内容です。

226番、道道の管理の特例は、道路法では道道を市が管理を行うことは可能ですが、それ以外の町村は規定が無く、そのため道道を町村に管理をしてもらう時は、奈井江町ですが、道と委託契約を締結して管理していただいておりますが、法令の特例により町村も自らの権限で道道を管理できるようにしようという内容です。これにより道から契約料としてお支払いしている金額が、国から交付税としてそれぞれの町にはいるということになります。

以上、地域再生に係る道民提案の説明を終わらせていただきます。

○井上委員長：

今回は地域再生ということで、事務局から42件ほど説明がありました、ここの中から第3回答申に向けて審議を進めていくものの抽出の作業に移ります。かなり数が多いので数を減らすため言っておきますと、中程から上の方にあります医療関係、2番から207番まで上がっておりますが、これを緊急答申に向けて我々が審議した中で、一部医療関係について、知事がヘッドになっております緊急医療対策協議会の方で議論していただくこととなりました。それからのフィードバックがあった上で議論を詰めていくこととしました。医療関係の所を別にして、その他のところで説明がわかりにくかったところでご質問があれば出させていただきたい。

123番、225番については3時から改めて議論するので、そのところで第3回答申にあげていくというスタンスでご議論いただければと思います。

ご質問がなければ一步進めて上げるものと上げないものに分けていきたいと思います。事務局からもそのスタンスで説明がありましたが、詳しいことは横長の資料2にかなり詳しく書いてあります。ポイントをかいづまんで事務局から説明がありましたが、○と×というか、○は第3回答申に向けて審議していくようにしたいと思うもの、×とは言いませんがそれ以外は第3回答申ではなくて一度本棚に戻して、その後の状況を見ながらまた審議していくようにするものです。

まず時の関連は4本、ジャンルで言えば3つですが、時差は66と92の2つ、時の関連では第3回答申に向けた深めた議論を今の段階では進めていかない、そのような形になっていました。訂正があれば出させていただきたい。

その次の交通関係の部分は、161番と165番、234番。そのうち165番と234番は車検の関係です。

医療の上の方に、医療の説明の上にあるものは2件、道民提案では3本。

福祉は寄付金のところは別として、198番が○、199番と242番は事務所等の指定要件の設定権限と言う形で2件を1本として福祉の所では大きな括りで2本ということです。

下に降りて、123番、225番はこの後参考人から意見を賜りながら進めていきます。

130番と127番は、直轄負担金の負担軽減。これあげていくためにもうちょっと議論を深めていこうと考えております。

226番は道から市町村への権限移譲を、答申の中に盛り込んでいくことを前提にしながら、議論を深めていったらどうかということであったと思います。

事務局からの説明はそういうスタンスであったと思うがそれで良いでしょうか。

それで、前回、事務局から提案のあった部分について、それをたたき台にして質疑応答を繰り返し、絞り込み作業をやってきました。そして、それで最終的にそのままま

ったかというとそうではありません。ですから今回も、ここは上げるとか、あるいは落とすとか、そこに力点を置きながらご意見をいただきたい。

(意見なし)

では私の方から、職・住関連ということで235番、移住促進というのがあります、事務局の方から本棚に一旦戻しておきましょうと説明がありましたのは、第2回答申で農地法の絡みの問題が今国の方に提案で上がっているので、その様子を見ながら、詰められるところは詰めていきましょうと、第3回答申の段階では難しいかもしれません、第4回答申に向けて審議する段階でそのフィードバックを見ながら改めて検討しましょうということです。そういうことでよろしいでしょうか。

○福士委員：

確認だが、229番と226番は検討対象となるということで宜しいでしょうか。

○井上会長：

226番は今後検討を直ちに進めていきましょうという理解です。委員がおっしゃった229番の国道・道道の維持管理の一元化については検討を深めていきましょうということではなかったと思います。

○渡辺地域主権局参事：

道州制特区推進法ができた時に政府与党合意というのがありますて、その中で大規模は職員の移動が伴う事業等の移譲につきましては、道州制特区の推進状況、北海道から市町村への権限移譲の状況などを見ながら、別途考えましょうということになっていきます。

開発道路に関する移譲については道州制特区推進法で決定しております。平成22年から移ってくることになっておりますが、その知見を得てから、開発道路以外の国道の移譲について考えましょうということです。河川につきましても、2級河川に関する権限の移譲が平成22年にありますが、その移譲を受けてから一級河川について考えましょうという約束がございまして、今すぐ一級河川、一桁二桁国道の移譲を求める提案はできないということになっております。

○福士委員：

分かりました。

○井上会長：

226番は現実的に一部の地域、奈井江町の除雪ですかね、実施しているものがありますから、それを本格的にやるということで理解しております。

○佐藤委員：

161番ですが、農業に関するこのような減免措置というのはありますか。

○渡辺地域主権局参事：

農業に関しては揮発油税の関係で、トラクターとか農作業用の機器に関して減免の措置があったかと思います。ただ自動車そのもの、自動車税に関しましては、かかるとい

う認識でございます。産業雇用の提案の中で、自家用貨物の自動車について、車検を普通自動車並にしてはどうかという提案がございました。

○井上会長：

前回の産業雇用の提案のところの、地場産業関連の25番に課税免除というのがあって、これは除雪用途区分の判別ができにくいというようなことで上げなかったのですが、33番の自家用貨物自動車の車検延長について、これは今後議論していくことになっておりまして、一般の乗用車については新車で3年、その後は2年ごとに車検を受けることになっているのを全部3年ごとにする、その下の提案は、自家用貨物、営業用の車は、1年車検となっているのを、これを2年にしても良いのではないかという提案でした。

○佐藤委員：

会長が今おっしゃったことではないが、軽自動車税だから道税ではないか。軽自動車税について農家になんかの支援措置はあったのではないかでしょうか。

(川城局長：ありましたね。 成田企画振興部長：何年か前にやめました。)

○福士委員：

理由だけ教えていただきたいのですが、236番北海道の道交法の特例ですが、これはしばらく取り上げないということとしたのですが、北海道は本州とかなり道路事情が違うというところもございますし、北海道においても冬と夏が同じ速度なのはかなり妙な感じがします。ある意味、北海道独自の課題のような印象を持つのですが、これを取り上げないというのは、全国共通の交通安全基準が必要ということなのでしょうか。

○渡辺地域主権局参事：

それぞれの道路によって制限速度を決めていかなければなりません。それで、全国共通で法定制限速度は時速60キロなのですが、道幅が広くて安全ということであれば、現行法でも、道路標識を変えることで制限速度を変えることは可能です。ですから、一律に制限速度を上げることはどうなのだろうということを私達は考えています。ですから制限速度70キロのところがあってもいいのですが、それなりの安全性が確保されていなければならないということです。

○福士委員：

わかりました。

○成田企画振興部長：

一般道でも制限時速60キロでないところというのはあるのでしょうか。

○渡辺地域主権局参事：

高規格道路などです。昔、制限速度60キロでは無い区間もあったと聞いています。一番大きいのは、今、北海道は交通事故死ワーストワン返上とかに取り組んでいますが、制限速度を上げることによって交通事故死者数が増えた時のことを考えなければならぬという観点もございます。

○井上会長：

自動車整備会社も2年に1度の車検が、3年に1度になれば事業的に厳しくなるというのもあります。

これは法律的に縛られている中で、長期にわたって法律が変わっていない、その中で車の耐用年数が技術革新の中で随分と延びてきています。国からこのような提案を認めてもうことは難しいでしょうが、それでも挑戦して、認められて降りてきたとしても、それを条例化して決めていく中で、政治的な判断というのが必要になるでしょう。そこは我々の及ぶところではないと思います。

○林委員：

時の関連で今回はサマータイムについてはこれ以上考えていかないということなのですが、北海道はいろいろとサマータイムに関する実験をしているのに上げていかないというのは、国のはうがマータイムについて取り組んでいくだろうからということなのでしょうか。

○渡辺地域主権局参事：

サマータイムは時差とセットで考えていましたが、議論の中で、道民の意向とかいろいろなものを踏まえて行かなければならぬことになり、7月の答申までに調整を間に合わせるのは難しいということになりました。

○川城地域主権局長：

若干、長いスパンで考えていこうということです。

○井上会長：

サマータイムは活動としては色々やっているが、去年、今年、道民の間で盛り上がりが出ているとは必ずしも言えなくなっています。

下のところの高校生の提案のところで青春時間というのは、高校生が道州制に興味をもって提案を上げてくれたところは大変有り難いと思いますが、我々としてできるところはここまでで、あとは校長先生にお願いして校則を変えてもらってくださいということで解決してしまいますね。

○山本委員：

前回の時に、何を検討するか、何を先に考えて議論するか、視点の話があったが、道民の生活に直結するもの、以前から議論があつて論点として大きなものであろうということ、色々な議論があるがそのことを前に出すことで議論の先導的な役割をはたすもの、このようなものが大事だと私は思います。

地域再生のカテゴリーは、道民の生活とか経済から見ると落とせません。議論すると正直厳しいというところもありますが、なるべくすくい取っていかなければならぬと思います。すくい取るかどうかのぎりぎりのラインが、先程の説明では分からないところがありますが、△のところを○に上げていくような意気込みが必要な分野だと思います。何処をどうしたいというのは、考えて後から申し上げたい。

○井上会長：

今回、第3回答申に向けてあげていくことの議論に含まれていない、先程述べました医療関係のところを医療対策協議会で議論をしていただいて、それをフィードバックしていただければ、私達はそれに加えて、道民の生活者の視点でそれを取り纏めることができます。こここの部分が、第3回答申に取り込んでいけなければ、あまり花はないのかなと思います。

後ほど提案しようと思っているのは、福祉関連のところで、道州制推進道民会議で道民の皆さん向けの小さなパンフレットを作りましたが、そのとき主体的な役割を果たした日置さんという方が、実証的な実験という形で、福祉の活動をモデル化して作って行く活動を行っております。機会があれば、是非来ていただいて、ここでお話ししていただき、委員の皆様の議論の上、今日ここで議論しているものプラスアルファという形で、第3回答申に取り組んでいけたらと考えています。日置さんの取り組みは5月11日にテレビ放送で紹介されると聞いておりますが。

○出光地域主権局次長：

5月11日夜に放送されるNHKスペシャル・セーフティネットクライシスという番組の終わり頃で、日置さん達が釧路で取り組んでいるコミュニティハウスについて取り上げられます。

平成17年度、18年度の2年間、道州制推進道民会議という会議があつて、道州制を道民に身近なものにしていくためにはどうすれば良いかということを中心にご議論をいただきました。その中で委員の一人であった日置さんから、道州制、地域主権の芽というのは、住民の身近なところにあるのではないかということで、それを住民自らが発見して育していくような取り組みを各地で立ち上げることが大切なのではないかという提言がありました。それを道州制の芽発見事業ということで私どもが事業化し、そのモデルとして、日置さんを中心に釧路の福祉関係の方に集まり、皆で地域福祉の現状というのを考え、現行制度では縦割りで上手くいっていないので、現場で福祉に携わっている人たちが協力して福祉をどのように作り替えれば良いのか、住民主導で勉強して制度設計をしていただきました。具体に社会福祉法のどこを変えればいいのか勉強して、今、ほぼ仕上がっているような状況です。それをやりながら、釧路で空いていた施設を買い取りコミュニティハウスという新しい福祉の実験施設を運営しており、その実験で得られたイメージを、制度設計にフィードバックしています。その釧路の方々から、取り組みについてこの委員会でプレゼンさせてほしいというお話を受けている状況でございます。

○井上会長：

福祉のところでそれをプラスアルファして、力のあるものにして、答申に織り込んでいけばだと思います。その部分についての委員の皆様の賛否は後ほど問わせていただきたい。

前回確認した産業雇用の部分、12本と申し上げましたが、貿易物流・人流の69番、自由貿易指定、75と221が一括して空港、3本目が運雄関連で222の路線バス、更に90のタクシー受給調整、その下80の自家用貨物自動車の車検延長というのが上がっています。こここの車検延長は、地場産業等関連の33も自家用貨物も車検ということで、ひとくくりにしております。6番目は94番の6ヶ月車検。車検はいつも出てきているので矛盾がおきないように調整を考えなければいけません。

その次に観光関連ということで、54番のカジノと215番の小樽市へのカジノ設置。カジノについては本日所用で欠席の宮田委員から、この部分については戦略的に上げるよういう主張があり、前回の会議ではこれを確認しました。その下55番、民宿・ファームインというのは前に議論した自家用果実酒の問題です。同じく55番の中に絞りたて牛乳がここに係わってきます。それは216番の酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳の提供にも係わってきます。64番と65番は、観光客の有償輸送。11本目は、98番、理美容師の垣根撤廃というのがあります。これはこの会議が始まった頃に議論をしたもので、最後の12本目は224番、バイオ燃料生産業務特別地区の設定による投資減税です。

これで12本、道民の皆様のアイディアで言うと16本ということになります。今日掲げた案件の件数とあわせるとおよそ20本になりましたが、この中から、審議を進めていくなかで全部そのまま残るとは考えていませんが、整理する中で10本プラスくらいになればという感触を持っています。全部上がればそれに越したことはないですが、整理すれば何本か結合していくと考えております。真摯に審議していきたい。

これから10分間休憩をとり、3時から会議を再開します。

(10分休憩)

○井上会長：

議事次第によると、(2) 継続審議案件（広域中核市制度・政令市等の法定要件緩和）については事務局の方から説明していただきますが、その前に、上野市長についてご紹介させていただきます。今日、継続案件を審議するに当たり、お忙しいところ再三お願いをしてきたところですが、本日ようやく登別市長の上野 晃（うえの あきら）様にお越し頂いたことになりました。30分程度、今後の基礎自治体のあり方についてのご意見をいただくことにしました。ご意見をいただく前に、委員の皆様に議論した記憶を新たにしていただくため、事務局から資料3に基づき説明をしていただきます。

○出光地域主権局次長：

前々回の議論を踏まえ、資料3、広域中核市制度に関する資料の若干の手直しと追加を行いましたので、その部分の説明をさせていただきます。

前々回の議論では、市町村合併が自己目的のように読めるのではないか、また札幌市への一極集中の是正と大上段から振りかぶりすぎの書き方になっているのではないかというご指摘を受けたことから、書きぶりを修正しました。一番上の解決したい課題として、将来の道州制のもとでは基礎自治体が主役で、そのモデルとなる強力な基礎自治体の形成を促したいという思いを載せております。2つ目は行政の機能が札幌に集中していることが札幌一極集中の原因のひとつではないかと、是正とまで言えなくとも、各地に分散させて、地域発展の力を生み出したいという思いを2つ目に載せております。それから3つ目に、現在の人口構成から見て、人口減少と高齢化はさらに進行するので、これに対処する地域づくりを基礎自治体の判断で速やかに行えるようにしたいという思いを3つ目に載せました。

真ん中の制度設計については変えておりません。一番下の期待される効果として、支庁機能、市町村を補完する機能ですが、これを吸収してそれに見合った財源を持った強力な基礎自治体が広域中核市制度によって誕生します。2点目として、広範な権限を移譲されることから、それをもって保健・福祉・医療ですか、いわゆる地域の産業振興

の施策を効果的に展開できるのではないかでしょうか。3点目として、札幌への一極集中に対抗して、各地域の自律的発展を目指す基盤が道内各地に生まれることが、効果として期待できると、このように整理しました。

資料3の2ページですが、イメージ図を1つ足しております。全道的な視野として、北海道の中で札幌だけ一極集中で伸びています。そうではなくて、各地域が自立的に発展していく、そういうところを目指したい。2点目の圏域的な視野として、圏域全体としてマイナスの力が働いている中で、中心都市がかろうじて持ちこたえているというではなくて、周辺の町村と中心の市がひとつとなって、圏域全体がひとつとなって人口減少を乗り越え発展していく、こういうイメージが描けるのではないかということです。3ページ目ですが、単純な市町村合併ではなくて、2次医療圏単位で合併した場合は、保健所などの道の機関がその中にあるわけですが、この道の機関も、その新しい市に合流をする、保健所とか、土木現業所の一部とか、それから支庁のかなりの部分が新しい市に統合されます。それと共に、それまで保健所とか道の機関を維持してきた財源、これは道に入っていたのですが、これを直接、新しい市に財源措置をする、こういう形で強力な基礎自治体になるのではないかというイメージです。

6ページですが、広域中核市特有の制度として区の設置の権限を考えております。現行の政令市は区を必ず置かなければならぬとなっておりますが、広域中核市では区を置くかどうかを市の判断で決めることができます。仮に置くにしても、制度設計を市が自分で考えることができます。例えば、市役所の出先機関としての区もあれば、区長公選や区議会の設置も考えた区の設置も考えることができます。市の全域を区分して区を置くこともあれば、市の一部だけに区の設置をおこなうことも考えられます。それらを区が自分で考えることができます。こういう権能は現行の政令市にもないものであり、政令市以上自己決定権を持つのが広域中核市というイメージです。

10ページですが、現在、道は条例で市町村に権限の移譲を行っていますが、その方式では広域中核市はできないのであろうかというご指摘を受けました。それについて表の形で整理しました。表の左側が現行の道の条例による市町村への権限移譲、右側が広域中核市制度です。移譲の進め方について現行では道と市町村が個別の権限毎に協議をして漸進的に移譲を進めていきますが、広域中核市は2次医療圏単位の合併により強力な基礎自治体ができることにあわせて、道の権限を、組織を含め大胆に移譲します。2点目の財源措置は、現行では、財源は一度道に交付税として入ってきたものを、それを道で積算して市町村に交付金として支出する、広域中核市では交付税が直接、市に交付されます。税源移譲もあります。組織の移管に関しても、1つずつ移譲していくって相当な数が移譲されれば組織ごと移管となります、現状ではそこまで踏み込んだ要望はありません。広域中核市では最初から保健所、土木現業所の一部、支庁など道の業務が一度組織ごと移譲されます。道の関与の廃止については現状の制度ではありませんが、広域中核市では政令市の規定を準用することにより、例えば地方債の起債は国と広域中核市が直接協議する、福祉でいえば施設への道の立ち入り検査が廃止され道の関与が無くなる、補助金についても、福祉関係の一部の補助金でいえば道を経由することなく国に直接やりとりをおこないます。最後に区の設置については先程述べたとおり、広域中核市独自の権能であります。

11ページは広域中核市についての経過を年表の形で整理しました。この広域中核市の構想の発端は平成16年9月、富良野市さんから道に広域都市構想というご提言があったことです。富良野圏域、2次医療圏と同じですが、圏域の市町村と道の出先機関が統合して新しい基礎自治体を作るというものです。これを受け、翌年3月に道は、道

から市町村への権限移譲方針を策定し、政令市を上回る権限数を移譲対象の権限として設定しました。政令市を上回るということは、最終的には組織の移管にまで至るということを方向付けました。同年11月には、十勝圏で十勝1市構想が出されました。翌年3月、道が出した地域主権型社会のモデル構想（案）の中で、政令市を上回る権限を受け取ることができる基礎自治体のイメージとして、2次医療圏単位の基礎自治体、それくらいの大きさの基礎自治体が考えられるということを初めて提示しました。これを受け、同年7月の市町村合併構想野中で2次医療圏単位の基礎自治体を将来の基礎自治体のイメージとして公式に位置づけました。そして同年11月に、西胆振1市構想が出されております。平成19年6月の地域主権型社会のモデル構想2007、道としての道州制の構想の中で2次医療圏単位の基礎自治体について位置づけ、同年11月に当委員会に関連提案として広域中核市制度の創設が提案されております。このような経過です。

以下、ご議論のため若干の資料を追加しておりますが、時間の関係上説明を省かせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

○井上会長：

それでは、参考人からご意見を賜りたい。上野 登別市長については皆さんご存じのように平成15年5月から北海道市長会の会長という要職を務めておられます。それとともに、先程事務局の説明の中でもありました、西胆振広域連合を構成される6首長の一員として、西胆振圏の将来のあり方を研究、ご提案されるなど、全道に先駆けた様々な取り組みをされています。道からの権限移譲に関する取り組みの中でも、登別市は全道の中でもトップということになっています。貴重なお時間を割いて本日お越しいただいたので、30分程度お話をいただき、その後若干の質疑応答をさせていただければと思います。

よろしくお願ひいたします。

○上野市長：

普段考えていることを述べさせていただきます。この提案は色々な問題を抱える市町村の実態を良く表していただいたと感じています。平成の合併の時、国はどこまで地方分権をするつもりなのか半信半疑の面がありました。国と地方自治体の役割分担を明確にするという建前の話はあっても、そうすると、仕事を引き受ける自治体の適正規模というのはどれ位の人口を想定しているのかが分かりませんでした。政策的に漠然的に、3400くらいあった自治体を半分くらいにすると、結局は与野党も1000程度という言い方だったと思いますが、数をいっても、一番小さな規模の自治体をどのくらいと想定しているのかさっぱり分かりませんでした。そのうちに1万人以下の自治体は積極的に合併を考えると指導をされたのですが、道が示した結果を見ると、2万人程度を考えているのかなというのはくみ取れました。

地方分権が進んでいろいろな権限を受けるといいましても、私達、登別市の人口は5万3千人、病院はもっていないがそのほかは殆どしていることから職員は478人。かなり削減しているがまだこれからも削減を行う予定です。職員のうち消防職が84人で残りの職員で一般事務を行っていますが、積極的に権限移譲を受けるとしても、条例を整備したり自分でものを考えたりする専門知識を持ったスタッフを抱えるとなると、400人程度の職員では厳しいです。特に登別市の職員構成はいわゆる団塊の世代に偏っており、職員が大量に退職しているのに対して補充のための新規採用を抑えており、仮に今、そのためのスタッフを採用するとしても、養成に時間がかかりすぐには対応できません。

第2次地方分権改革で私達は成果を上げたいと考えています。この6月には第2次勧告に向けた中間取り纏めを出すスケジュールだと聞いていますが、昨年11月に示された中間取り纏めで改革の方向性について各省庁の寄せた回答を見ると低調で、このままでは大変だと思っております。しかし進めていくためには私達も頑張って行かなければならぬと考えており、その前提で基礎自治体を考えると、積極的に権限移譲を受けて事務を持ってきたい。それには少なくとも人口10万人規模くらいの市の組織がないと厳しい感じがします。私達の市は社会的な原因により人口の減少傾向で、雇用の場の創出に向けて産業振興に取り組んでも追いつかない状況です。そのため10万人規模と言っても、減少傾向が続くので、ある程度は幅を持って考えなければならないと考えています。ただ、それは私どものところの話で、しかし道内には少数ではあるが財政状況が良いところもあれば、行政だけではなく住民にも意識が高い人がいて、そのような声を取り入れて行政が適切な判断ができるようにしている自治体もあり、必ずしも人口10万人の都市規模の組織がなければならないとは考えていません。北海道の場合は人口密度が低く人口の少ない町村が多く、平成の合併の始まった当初も風祭町という合併をしない宣言をした町があり、町長先頭に様々な取り組みを行い、小さくともやっている町のことが広く紹介されました。町村の方とお話をじるのでは、これまで小さな自治体、特に過疎地域がいろいろと優遇されてきたということです。それらの自治体は、公共施設は整っており、基金をかなり持っているところもあります。一部事務を支庁で持つてもらったり、公共でも代行事業があったりと優遇されてきたという思いがあり、なんでこのままじゃいけないのかということになります。行政サービスを国と地方自治体で役割分担をして全体のコストが安くするという話ではのってきてくれません。

平成の合併の時、西胆振は3市3町2村があり、室蘭が人口10万と一番大きく、登別と伊達がそれぞれ5万、3万のほかは、どの町村も2~4千という規模。登別と室蘭はほとんど境目がなく繋がっているので、若い人たちの中から先に合併をするべきだという声があがりましたが、それでは残されたところはどうするのかというのがあり、私は西胆振が1つであるということを考え取り組みをするべきではないかとお話をさせていただき、首長さん達には同意をしていただきました。

ゴミ処理の問題で、登別市の施設は耐久年数から更新せざるを得ず、周辺市町村と一緒にやろうと声を掛けましたが、室蘭市は病院改築の方を先行させなければならぬ事情があったりして、登別市と白老町と共同で施設を設置することとしました。しかし、後にダイオキシン対策をクリアしたゴミ処理が必要ということになり、室蘭市の声掛けで、西胆振でゴミ処理の広域連合が発足することとなり、それをきっかけに広域の取り組みがいろいろと始まることになりました。

広域連合でやると、それぞれの自治体が議会を抱え、さらに屋上屋ということになるので非効率だと言うことで、合併をするほうが効率的なのではないかと話をしましたが、先ほども言いましたが、我々のような規模の大きな自治体の財政状況が悪く、小さい町村は基金があり財政状況も良いということと、小さな町村の声が反映されず過疎化が一層進む懸念もあったりして、まず室蘭と登別が、そして伊達とその周辺で合併して、次に全体で合併する2段階で合併することにしました。しかしながら細かい事を話し合う前に、期限内に合併の決意をするような取り組みについていけなくなつた町村があつたりして合併には至りませんでした。しかしながら、気持ちの中では、地方分権改革が進んで基礎自治体が多く仕事をこなさなければならぬ状況になつたり、あるいは交付税の配分の仕方が大きく変われば、やっていけなることは分かっているので、いずれは合併に取り組まなければならぬと思っています。その火を消さるために、平成16年と17年に西胆振の連携を強めるためフォーラムを開催しています。西胆振は1つと

いうことで考えようということでは一致していますが、その取り組みの進め方のテンポが分かれています。今の合併の効果を検証して成果を出さないうちに合併の話を出して住民がついてこないというところがあります。なぜ西胆振がひとつでなければならぬかというところから材料を示しながら、住民の間に論議を引き起こしていかなければなりません。合併だけを先に話しても、合併はあくまでも手段であって、住民に理解してもらえない。今ある6市町村で合併の研究会を立ち上げてもらい、現在の行政組織の実態と、1つとなったときにどのようなコストが削減できるのか、それに問題として合併した後の行政サービスがどのように違いが出るのかわかる資料をまとめ、合併の一般的なメリットとデメリットを整理して、今年からそれを基に各市町村の中で議論を深めようとしています。もう少し話を先に進めていくと、1つの町のままで良いのか、その中でどのような将来像が描けるのか示さなければなりません。これから1年でビジョンづくりをやろうと思っています。

なぜ西胆振は1つでなければいけないのか。西胆振の圏域では様々な産業が集積しております。工業では最近景気が良い鉄に関連のある企業があり、その関連技術が多く集積しています。水産ではホタテの養殖、農業も畑作への転換が進み、豆類から野菜類まで栽培が盛んです。観光資源も登別温泉、洞爺湖など豊富であり、それぞれ優れたものを持っています。しかし問題としては、後継者の不足の問題で多くの農地が荒れています。水産では海から上がる漁獲物に付随するゴミの問題や貝毒など廃棄物の問題などがあります。多くの問題を解決するには縦割りでやってはダメです。横で繋いで解決することで、新分野への発展、付加価値をつけるような事を考えないといけません。地域の経済を支えてきた公共事業が減少する中、産業間の連携を図ることで雇用が確保され、地域全体として生産規模の縮小がある程度抑えられるのではないかと考えています。もちろん札幌圏との協調は必要ですが、札幌圏には無いものを西胆振で担うという役割を考えることで、地域の活性化を図れると考えており、それを前提とすると、行政が一本化した方が効率的であるという説明をしております。しかし一方で、そこまでやらなければならないか疑問を持っているところもあります。市長会あるいは町村会からの分権改革の関係で権限移譲の要望を出しても省庁から相手にされないことなどがあって、国がどこまで分権改革をする気なのか瀬踏みをしながら進めているような状況です。しかし国も地方自治体も借金漬けなのだから自分たちで解決するしかないと考えています。

北海道全体を元気にしていくためには、札幌への一極集中の流れに任せのではなく、圏域ごとに特色を出した産業の振興を図り雇用の場を確保することが必要です。今年から国と道の新しい総合開発計画、総合計画が始まります。財政規模が縮小していることから、それに伴い経済もしぶんでいく一方ですが、ばらまきではなく最大限効果的な公共投資をしないといけません。北海道を21圏域にするのがいいかどうかは別にして、いくつかの圏域ごとに中心となる都市を想定し、それを核としてグループとしてまとめる優遇策が必要です。圏域ごとの発展方向に合わせた優遇策も必要です。圏域ごとの発展方向にあわせた集中的な公共投資、それによって民間の設備投資を誘導する、あるいは地域の努力を引き出すことが必要であると思っています。

西胆振が1つになったとしても現在で20万4千人。これが3年もすると20万そこそこになってしまいます。それくらいの規模でも、中核市程度の権限を持ってやりたい。支庁がいらなくなるくらい、道の仕事はいただきたい。

検討されている広域中核市制度については、政令市並の権限を持つ可能性があることは良いと思いますが、広域的な施策として道が行ってきたもの、例えば、精神障害者の対策などでは、病院は一部の地域に集中しており、患者さんも広域の範囲から集まっている。現在、精神障害の患者さんを病院から地域社会に戻す流れとなっていますが、患

さんは全道から集まっていますし、長年病院に入っていた患者さんは、もともと住んでいた地域と関係が切れてしまっている方がいるのが現状。病院のある市に対して患者さんに対応しろと言われても難しい。そういう権限が道から中核市に移譲されても困ります。そういう例もあることから、広域的な道の仕事は、残すべきものは残すことを考えていただきたい。

道からの事務・権限をいろいろ移譲していただいているが、正直なところ、ほとんどお金や人手がかかるものはありません。その中でも、住民に一番喜ばれているのはパスポートの事務です。これから事務事業として、一番必要なのは都市計画に関する権限。自分たちでまち作りをするときに一番障害になっています。それに関連する都市計画街路などの事業もあり、権限と予算を十分にもらえるならば是非とも自分達でやりたいと思っております。

以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。上野市長に説明をいただきましたが、ご意見、ご質問があれば出してください。

○福士委員：

広域中核市をつくるという提案は、人口ではなく、2次保健医療福祉圏域で合併したときに政令市の権限を与えるというものです。今の権限移譲の仕組みは希望するものを選んで移譲を受けるというのですが、市長がお話をされたように、精神障害については道でやるべき、都市計画については自分でやりたいと、欲しい権限を選択して受け入れて広域中核市をつくるというパターンもあるのではないかと考えます。

例えば広域中核市となつたとき、それに必要な人、組織、財源が来る可能性があると仮定した上で、札幌市と同じ権限が全部セットされて移譲されるとなると、市長としてどう考えますか。

○上野市長：

札幌市がどんな事務をしているのか明確に分からないので、想像でお答えするのは申し訳ないが、広域中核市という圏域を考えた時、札幌だけで180万人の人口がいることを考えると、他の圏域では十数万の人口規模にしかならず、現在の政令市並の行政組織を抱えるのは難しく、やはり限界があるのでないでしょうか。

私どもが欲しい権限は身近なもので、町作り、ハードの面で道路や公園など大いにやりたいものがあります。国が管理するものは権限を譲るといつても、譲られるのは簡単な維持管理程度もので、難しいものや新しいものは国に残ることになると思います。それでどの程度残るのかというと、全部譲るということにはならないでしょう。全部セットで市町村に譲るとすると、道州はいらなくなってしまいます。

○福士委員：

道内すべての地域にそのような政令市ができれば、確かに道はいらなくなります。

○上野市長：

たしかにある地域では、もう県はいらないと言っているようなところもあります。市と国が直結で良いと言っている。

○林委員：

住民の立場で考えると合併の難しさというのは相当感じます。合併はしているけども、地域は以前と変わらずそれぞれバラバラという話も聞きます。広域中核市のイメージがありますが、市長の立場としてどのように考えるか、後で地域主権局の職員に伝えてほしいと思います。新しいイメージ図が示されていますが、新西胆振市を考えたときに、どのような点が重要なのか道の担当の方達に伝えて頂きたい。

○山本委員：

国、道、市町村、公務員と一口といつても、システムが変わると必要とされる能力が全く変わってくるのではないでしょか。今後、事務権限を移譲していったときに、財源、組織が移ってくるから良いと言うような単純なものではないのではなうか。移譲された職員は本当に地域のために考えて仕事をできるのだろうか、移住でさえ難しいのに、元からいた職員と志を1つにして仕事ができるのか。制度論とは別のことが北海道に生まれてこないと、高いレベルの理想は実現できないような感じがします。

そういうレベルの人材がいないと、仕事が移されてもできないような気がしますが、職員の育成とか、人のマネジメントについてどのように考えますか？

○上野市長：

市町村に対する国や道の指導は手厚く、市町村はそれに慣れきってしまっています。新しい取組みもモデルを提示してもらって、それに合わせてやってきたことから、こなすことには問題はありませんでした。国や道と対等の立場で、新しいことを好きにやっていいといわれても、なかなかすぐにはこなせるものではありません。登別で行政基本条例づくりを素人だけでゼロからやりましたが、2年もかかりました。しかし、その効果は大きかったと思っています。

政策形成能力の向上や、職員の意識啓発も行っていますが、なかなかすぐにできるものではありません。事務の移譲を受けると言うときは、そのための人材を受け継ぐというのも必要であると考えています。

○佐藤委員：

今回の委員会に出されている提案はいきなり政令市になる提案ですが、市長のお話を伺って政令市に関わるものもあれば、そうでも無い部分があって、必ずしも政令指定都市になる必要はないのかもしれませんと存じました。

移譲された事務について人口が少ないから出来ないとは思いませんが、実際に人口が少ないと処理する件数が少ないので、職員もたまにしか処理しないことから、処理の稼働率みたいなものが低いままで、そのための能力がなかなか上がらないということもあるのではないかでしょうか。

○上野市長：

取り扱う件数が少なくて、権限をいただいても専門スタッフを置く必要もないものはあります。例えば博物館法に基づく博物館士の設置とかは、道でもほとんど取り扱い実績がなく、それをいただいても事務はほとんど起きません。

人口が少なければ処理する仕事量が少なく、やれない事もあるということですが、それは財政力の問題で、自分たちの知恵で足りないことは顧問弁護士など外の知恵を借りてすることはできるので、財政が豊かであれば、いろいろとやれることは多くなります。

一般的に言うと、登別市は市民からの税は一人あたり10万円程度で、多いところで

せいぜいその倍です。純税だけで仕事をこなすことが出来るところはほとんどなく、人口が少なくて財政が豊かというところは本当に少ないです。

○井上会長：

広域中核市の創設とか、政令指定都市の指定要件緩和など、新しい基礎自治体、行政のフレームワークについて議論することになりますが、気になるのはそこにもっていくことの実際面での難しさです。

現在の道内人口560万、うち札幌に180万人で残り380万人。今の総合開発圏域で示している21経済・生活圏域とすると1圏域あたり20万人もいません。むろん面積・人口に偏りもあるので、半分以上の圏域で20万人を大きく割るということになります。厚労省による推計によると25年後には今の人口から90万人減る。いまの函館、旭川、帯広などの中核都市も、25年後には20%、場合によっては40%も人口が減る。胆振も自動車産業の集積などである程度持ちこたえるとしても、昨今の状況から人口は減っていくでしょう。そのところの危機感がどの程度広がっていくのかというのが原点になると思いますが、皆、尻に火がつくまでは誰も動かない、それを動かしながら東ねていかないと広域市などに向けたエネルギーが出てこない。みんな頭の中ではそれを分かっているのでしょうか。

ゴミ処理のお話がありましたが、800度から1000度の高温で絶えず燃やすことが必要で、それを下回ると有毒なガスができます。絶えず燃やすだけのゴミが必要ですが、1つだけの自治体ではゴミの量がそれほど多くないので、毎回、焼却炉を止めて、有毒なガスが発生したりする。これを広域連合で広くゴミを集めれば問題はなくなるのですが、まず私のところに作るべきだとか、ゴミ収集のトラックが通るのがけしからんなどの話が出たりする。東ねていくということが広域連合でさえ難しいと思いますが、そのあたりどうやれば動いて東ねられるようになるのか。市長のご経験からどのようにお考えでしょうか。

○上野市長：

広域で取り組まなければならない迷惑施設というものは必ずあります。それをどういうところに設けるかは、地域全体の中での利用ということと、迷惑を与えない、負担を軽くすることをセットにして考えないと理解を得ることはできません。広域連合で扱うゴミもリサイクルを進めて燃やす量が減ると逆に困ったりします。24時間燃やすだけのゴミがなくて一回一回焼却炉を止めるとコストもかかるし危険。ゴミの量が減ってもランニングコストは変わらないという問題を実は抱えています。

将来どうするかという相談を持ちかけると、参加するのはお年寄りばかりです。HPなどで参加を呼びかけたりとかいろいろしているが、若い人はなかなか乗ってこない。お年寄りもある程度の生活レベルを確保している人は現状で良いと言うことが多く、特に町内会活動が強いところ程そのような傾向があります。

もう少し経済界の人が積極的に取り組んで欲しいと思いますが、中小のところほど大きいところに飲み込まれる危機感が強く、そういう動きをガードしようとする傾向が強いです。最終的には根気比べになります。

○井上会長：

よろしいでしょうか。長時間にわたりお話をいただき、誠にありがとうございました。

○上野市長：

ありがとうございました。

(上野市長 退室)

○井上会長：

現在進行中の議論は（2）継続審議案件（広域中核市制度・政令市等の法定要件緩和）ですが、先程事務局から、前回、前々回の議論で委員の皆様からのご指摘に基づき修正をした部分についての説明がありました。委員の皆様におかれましては資料3に基づきまして、ご意見、ご質問をいただければと思います。

27ページの参考のところに政令市等の法定要件緩和と広域中核市制度という所があるが、ここは何も変わっていませんか。

○出光地域主権局次長：

変わっていません。補足をさせていただきます。審議案件としては広域中核市制度の創設と、政令市・中核市の指定要件緩和の2件です。政令市・中核市の指定要件緩和につきましては資料でいうと23ページ以下になります。広域中核市については前回、前々回の議論を踏まえ資料の手直し、追加をさせていただきました。政令市・中核市の指定要件緩和につきましては、前々回の議論で、なぜ指定要件を緩和するのか、なぜ八掛けの40万なのか、メリット等を整理する必要があるのではないかというご指摘をいたしております。道民提案にもなぜ八掛けにするのかという理由が書かれておらず、事務局側で理屈付けができるか検討しているがまだ良い資料ができていないので、23ページ以下は前々回と同じとなっています。

25ページは、佐藤委員から前々回、政令市のように人口が多ければ多いほど効率的になるだけではなく、非効率になる場合もあるというご指摘を受けたが、それに関する図表を追加しています。ドット表がありますが、ある程度人口があれば効率的になるが、それ以上人口が増えれば一人当たり歳出規模が増えるということを示しています。横軸が単純な人口ではなく対数となっているので、わかりにくい感じがしますが、次回以降、もっとわかりやすい表に差し替えたいと考えております。

○井上会長：

地域再生の下の方にあった123番、225番に出てるもの。答申に盛り込むべきものとして、今後も残しておくこととします。

○福士委員：

質問をさせていただく。私自身、自治体にとって選択肢がたくさんあった方が良いので、こういうふうに緩和する事には賛成です。しかし、広域中核市については使いにくいのではないかと思います。地域が広い場合、中核市になると一気に政令市の権限が来るが、これは選択できないものなのかということ、それから政令市、中核市の指定要件緩和があるが、特例市がないのはどうしてなのかと疑問に思います。

○出光地域主権局次長：

選択できないのかということについては、そういう制度設計ができないか検討してみます。2点目の特例市の指定要件緩和がないことについては、23ページが道民提案そ

のものを書き写したものなので、道民の方が特例市について何も記述していなかったという単純なことで、委員会の審議で特例市についても加えた方が良いということになれば加えることもあります。

○福士委員：

そのときに、国の50万、30万、20万という区分も、根拠を今まで見たことはないのですが、権限について地域の方で出来るというところがあれば、政令市になんでも良いとは思うのだけれども、ある意味、北海道で決め方次第のところではないかと思います。八掛けの根拠はなにかということについて、その根拠を探す必要はないのではないかと思うか。八掛けにするということに拘るのではなくて、40万と設定すれば、これでできるということであれば良いのではないかと思うか。できると言う根拠はある程度必要ですが。

○佐藤委員：

この道民提案もそうですが、政令市を50万を40万とするとの議論をしていますが、事実上、政令市は50万とはなっていません。最近は合併で若干緩和されていますが100万人が事実上の区分です。法律上の政令市50万というのは、実態が必ずしも伴っていません。悪いとは思いませんが、そのあたりをどうするのかということに若干迷いがあります。

それと、根拠というのは設定が難しいと思います。面積が広いからという事になりますか。青森以南の都府県と比べ面積が広いことから、それでカウントしていくと人口は少なくとも面積は広いから、掛け合わせるとこのぐらい、人口が少なくても良いということになるのでしょうか。

福士先生のおっしゃった選択についてですが、選択ということになると、中核市になれるのにならないところとか、そう言う問題をどう考えているのかなというのがあります。想定しなくともいいのかもしれません。

○出光地域主権局次長：

逆に質問して恐縮だが、論文を読むと中核市制度を制定する時に、全国市長会は30万人よりも緩い指定基準を求めましたが、中核市が増えすぎると県が空洞化するということで、知事会の方が巻き返して30万人になったということで30万にはそれほどの根拠はないというのを読みました。学説上は皆さんそのような理解・認識なのでしょうか。

○佐藤委員：

経緯としては知事会が反対したからそうなったということです。前は30万人の人口要件だけではなく面積要件とか色々付けていました。道庁が北海道はそれでも良い、道庁は空洞化しても良いというのであれば、他の県は関係ないわけだから、それは別に問題ないのでしょうか。

○井上会長：

今日ここで結論を出すことを求められているわけではないので、時間の関係もあることから、事務局は、福士委員、佐藤委員からご指摘のあったことを踏まえ、今後の審議に耐えうる資料を改めて提出するようにしてください。

今日ご議論いただいたことは、継続審議案件を含め、分野別審議について縦長の表に基づき地域再生のところに掲げてあったもの、全部で42件ありましたが、そこから10件弱まで絞り込みを行いました。前回、今後も継続して検討していくと決めた部分について、欠席して審議に参加していなかった委員もおられたことから再度繰り返したので、これで繰り返しをしないでおこうと考えています。これで地域再生と産業雇用について第3巻答申に盛り込むべきテーマについて一通のスクリーニングを行ったことから、次回においては、○がついたり◎はついたりという表があったと思うが、その形で出していただきたい。

今後、この絞り込んだ20件の案件について、さらに審議して整理していきますが、あと2回、場合によってはさらにかかると考えています。次回の日程ですが決まっていますか。

○渡辺地域主権局参事：

本日、開会前に委員の皆様に調整させていただき、5月13日火曜日は5名の委員が現時点でご出席いただけるとのことなので、次回は5月13日火曜日10時30分から開催させていただきたい。

○井上会長：

よろしいでしょうか。（異議なし）

ご相談ですが、先程述べたように、福祉に関する新しい試みでコミュニティハウスというのを住民主導で行っています。これを企画し、実際動いておられるのは、道州制推進道民会議の中で精力的に発言され、パンフレットをお作りになった方で、いずれかの機会に、日程の都合がつけばここにお呼びしてもよろしいでしょうか。（異議なし）

主婦でありながら、福祉の現場で活動されている。福祉というのは今回テーマになっているので価値があると考えております。ご賛同いただいたので、事務局は日程を調整していただきたい。

では次回は5月13日火曜日ということでご出席いただきたい。

最後の議題、その他ということで事務局から何かありますか。

○川城地域主権局長：

ありません。

○井上会長：

長時間お疲れ様でした。ありがとうございました。

（会議終了）